

木とふれあう環境づくり推進事業募集要領

(木造施設等の整備 (施設の整備))

1 事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設等の整備 (施設の整備) に関する取組を県民から公募し、選定された者に対して支援することにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

2 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 対象となる施設

デザイン性・機能性等に優れ、県産材を積極的に活用した施設の木造化や内装木質化に関するもののうち、広く一般に供するもの、若しくは構成員が共同で利用するものとする。

(2) 整備する施設の要件

整備する施設は、次の要件のすべてを満たすものとする。

ただし、土木用資材として利用されるものは対象外とする。

① デザイン性・機能性等に優れ、県産材を積極的に活用した施設の木造化や内装木質化に関するもののうち、県民が木の良さを実感でき、広く利用されるものであること。

② 整備する施設は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。

なお、表示にあたっては可能な限り木製資材を使用すること。

(3) その他

当年度の事業実施期間内に完成することが確実であると認められるものとする。

ただし、既に事業着手しているもの及び完成しているものは対象外とする。

また、次のいずれかに該当するものは応募できないものとする。

① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの

② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの

③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

3 申請者の応募要件

県内の学校法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・医療法人、自治会、NPO法人等公益性が高いと認められる法人、森林組合等協同組合、その他県産材の利用に取り組む団体・法人 (民間企業) とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できないものとする。

① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとする。

費目	内 容	備 考
賃 金	設計等に必要なる労務費	木造施設等の整備に要する最小限の額
需用費	消耗品費，印刷製本費等	〃
委託料	整備等の委託に要する経費	〃
使用料及び賃借料	会場借上料等（土地借上料は除く），機械器具の借上料等	〃
工事請負費	整備に係る工事請負費（電気・上下水道工事費等に係る経費は除く）	〃
原材料費	原材料，資材等の購入費	〃
その他	別途協議	〃

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年3月21日までとする。

6 補助金額

補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 施設の木造化

補助対象経費の1/2以内又は床面積に1平方メートル当たり10万円を乗じた額のいずれか低い額とし、千円未満の端数は切り捨てる。

ただし、補助金の上限額は500万円、補助金の下限額は20万円とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は補助金の上限額を1,000万円とする。

① 新たな建築資材を利用した場合

構造耐力上主要な部分（床，壁，屋根等）におけるCLTの使用量がいずれかの部位の木材使用量の5割以上であること。

② その他知事が認めるもの

(2) 内装木質化

補助対象経費の1/2以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。

ただし、補助金の上限額は500万円、補助金の下限額は20万円とする。

7 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和6年4月8日（月曜日）～6月28日（金曜日）

(2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

(3) 応募書類

次の①～⑦の応募書類のすべてをA4版で提出すること。

ただし、④設計図に限りA3版も可とする。

なお、応募後、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

- ① 応募申請書（様式 1，様式 2，様式 3，様式 4）
- ② 位置図（事業実施箇所を記入したもの）
- ③ 事業実施箇所周辺の写真
- ④ 設計図（正面図，側面図，平面図：各階，内観イメージ図：各階）
※上記図面のいずれかに，屋根・外壁・内装の仕上げを明記すること。
- ⑤ 完成イメージ図（カラー印刷）
- ⑥ 積算内訳書若しくは見積書
- ⑦ 木材使用量内訳書
※新たな建築資材を利用する場合は，構造耐力上主要な部分（床，壁，屋根等）における C L T の使用量がいずれかの部位の木材使用量の 5 割以上であることが分かる内訳書を添付すること。

(4) 応募先

事業実施箇所の所在する県地域振興局，支庁，熊毛支庁屋久島事務所に提出する。

8 補助対象事業の選定及び通知

(1) 事業の選定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において，応募申請書に基づき審査し，補助対象事業を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は，応募したすべての者に通知する。

なお，事業効果を発揮させるため，選定した事業計画に修正又は条件を付すことがある。

(3) 採択の取消し

採択後に応募要件に該当しないことが判明した場合，また，申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがある。

9 その他

補助金の交付等に係る細部事項は，知事が別に定める。

また，事業完了後の施設等の写真を県のホームページやパンフレット等で使用することに同意するものとする。

附則

この要領は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。